2　（略）

3　令第一条の三第二項の農林水産省令で定める期間は、七日とする。

（事業参加資格交替の申出）

第四条　法第三条第二項前段の規定による申出をしようとする者は同条第一項第二号に規定する農用地の所有者が当該申出に同意する旨を記載した申出書を、同条第二項後段の規定による申出をしようとする者は同条第一項第四号に規定する土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者が当該申出に同意する旨を記載した申出書を、それぞれ農業委員会に提出しなければならない。

2　令第一条の五において準用する令第一条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　同条第一項第二号に規定する農用地又は同項第四号に規定する土地の所在、地番、地目、用途及び地積

（削る）

三　（略）

（削る）

（映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等）

第十七条　令第四条、第七十二条の五及び第七十二条の六において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号。以下「準用行政不服審査法施行令」という。）第八条（準用行政不服審査法施行令第十八条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第九条第三項、第九十八条第七項及び第九十九条第九項（これらの規定を法の他の規定において準用する場合を含む。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「準用行政不服審査法」という。）第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（準用行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいい、法第九十八条第三項（法第百十一条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の異議の申出にあつては、異議の申出人及び準用行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人とする。以下この条並びに第十七条の四第一号及び第二号において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所で次条において同じ。）に規定する手続により土地改良事業計画を変更しようとする場合にあつては、法第四十八条第六項の規定による申出をする前）に、申出書を農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に提出しなければならない。

2　（略）

3　令第一条の三第二項（令第一条の五において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める期間は、七日とする。

（事業参加資格交替の申出）

第四条　法第三条第二項前段の規定による申出又は同項後段の規定による申出をしようとする者は、その連署をもつて、申出書を農業委員会に提出しなければならない。

2　令第一条の五において準用する令第一条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　当該土地の所在、地番、地目、用途及び地積

三　申出の理由

四　（略）

3　令第一条の五において準用する令第一条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、前項第一号、第二号及び第四号に掲げるものとする。

（映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等）

第十七条　令第三条の二、第七十二条の五及び第七十二条の六において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号。以下「準用行政不服審査法施行令」という。）第八条（準用行政不服審査法施行令第十八条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第九条第三項、第九十八条第七項及び第九十九条第九項（これらの規定を法の他の規定において準用する場合を含む。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「準用行政不服審査法」という。）第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（準用行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいい、法第九十八条第三項（法第百十一条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の異議の申出にあつては、異議の申出人及び準用行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人とする。以下この条並びに第十七条の四第一号及び第二号において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された